# ■ 11月11日~17日は「税を考える週間」

税金は暮らしを支える大切なものです。この機会に税について理解を深めてみませんか。

#### 平成30年度から適用される主な改正

- ▶給与所得控除の上限が適用される給与収入が、1200 万円(控除額230万円)から1000万円(控除額220 万円)に引き下げ
- ▶健康の保持増進および疾病の予防へ一定の取り組みを 行っている人がセルフメディケーション税制対象の医 薬品を購入し、その金額が1年間に1万2000円を超 えた場合、超える部分の金額(最大8万8000円)を 控除(従来の医療費控除との選択適用)

#### 納税方法

- 普通徴収…納税義務者が直接納付します (原則年4回)。
- ●給与からの特別徴収…事業主が従業員に代わり、毎月の給与から差し引いて 納入します。従業員の住民税は、給与から差し引く特別徴収が原則です。
- ●公的年金からの特別徴収…65歳以上で、介護保険料 が公的年金から差し引かれている方を対象に、公的年 金所得に係る住民税を公的年金から差し引きます。

相談・問合せ

税務課▶申告・課税 ☎内線2316

▶特別徴収 ☎内線2322



#### 年末調整等説明会

給与や賃金を支払っている事業所等を対象に、平成 29年分の年末調整、法定調書、給与支払報告書に関 する説明会を開催します。

対象地域

11月8日㎞▶午前10時~正午 …… 西日暮里

▶午後2時~4時 …… 東尾久·西尾久

11月9日休▶午前10時~正午 …… 町屋・東日暮里

▶午後2時~4時 …… 南千住・荒川

※対象地域以外の日時でも参加できます

※受け付けは、各開始時刻の30分前から

会 場 サンパール荒川小ホール

持ち物

税務署から郵送された「年末調整のしかた」等の関係書

類、筆記用具

▶税 務 課 ☎内線2323

▶ 荒川税務署 ☎ (3893) 0151

### 「税を考える週間」主な行事

#### ● 税理士による税の無料相談

日時 11月16日休・17日 金午前10時30分~午後3時

| 会 場 | 荒川区役所 2 階税務課前 | 主 催 | 東京税理士会荒川支部

税の街頭 P R

日 時 11月14日以午後3時~4時

会場 ジョイフル三ノ輪

主 催 荒川納税貯蓄組合連合会

●税についての作文・税の標語・絵はがきの主な受賞作品の展示

期 間 11月11日出~30日休

場 荒川税務署、荒川都税事務所、荒川法人会、区役所1階ロビ ー、センターまちや

※区役所 1 階ロビーは、11月20日月~24日 金、センターまちやは、11月11 日出~17日金に展示

| 主 催 | 荒川納税貯蓄組合連合会、荒川間税会、荒川法人会、荒川税務署

問合せ 荒川税務署 ☎(3893)0151

### ◆・・・・ 地方法人税の見直し等に関する特別区の主張

国は、「日本全体が人口減少局面にあり、東京一極集中の傾向が 加速している」として、『地方創生』を実現するという大義名分の もと、都市と地方の税源の偏在の是正を進めています。

これまでも、地方税である法人住民税法人税割の一部を国税化 し、その全額を地方交付税の原資とする見直しを強行し、消費税率 10%段階において国税化を拡大する法改正をしています。

これらの法改正により、特別区は、今年度分だけでも600億円規 模、消費税率10%段階においては1000億円を超える規模の減収が予 想されています。これは社会保障財源である地方消費税増税分の多 くを相殺する規模であり、特別区財政への影響は甚大です。

また、近年では、ふるさと納税制度や地方消費税の都道府県間に おける清算基準の見直し等、都市部の税収を吸い上げて地方に配分 するような動きが加速しています。

特別区は、企業等が高度に集積するメリットを活かして約50兆円

の付加価値を生み出しており、長らく日本の社会・経済を牽引して きました。

一方で、首都直下型地震への備え、超高齢化への対応、子育て支 援策や社会インフラ老朽化対策等、大都市特有の膨大な行政需要を 抱えているとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技 大会に向けた開催都市として万全な体制づくり等、取り組むべき喫 緊の課題が山積しています。

今必要なことは、自治体間で財源を奪い合うことではなく、全国 各地域がともに発展・成長しながら共存共栄を図る取り組みです。

特別区は、平成26年度以降、「特別区全国連携プロジェクト」を 通じて、全国の自治体と連携を深め、東京を含む全国各地域の活性 化、まちの元気を生み出す取り組みを積極的に展開しています。

今こそ、各地域を支える地方税財源の充実強化を図り、日本全体 が持続可能な発展を目指すべきです。

問合せ 財政課 ☎内線2121

## 決定しました

施設の管理・運営を行う指定管理者のう ち、指定期間が平成30年3月31日で終了 する20施設について、平成29年度荒川区 議会定例会・9月会議の議決を経て、平成 30年4月1日からの指定管理者が決定し ました(**右表**参照)。詳細は、**右記**へお問 い合わせください。

#### 指定期間

平成30年4月1日~平成35年3月31日

1100X-C	10/20/20	1410 6
南千住ふれあい館	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社	
荒川山吹ふれあい館	特定非営利活動法人荒川区高年者クラブ連合会	
町屋ふれあい館	社会福祉法人雲柱社	区民施設課 ☎内線2532
尾久ふれあい館	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	
夕やけこやけふれあい館	社会福祉法人教信精舎	
荒川区民会館(サンパール荒川)	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	
日暮里サニーホール	株式会社コングレ	文化交流推進課 ☎内線2523
ムーブ町屋	体に云社コングレ	
町屋文化センター	公益財団法人荒川区芸術文化振興財団	
生涯学習センター	株式会社読売・日本テレビ文化センター	- 生涯学習課 - ☎内線3351
清里高原ロッジ・清里高原少年 自然の家	株式会社旺栄	TARTER MYNNE JUST
夕やけこやけ保育園	社会福祉法人教信精舎	保育課 ☎内線3828
区民住宅 従前居住者用住宅(町屋5丁目住宅)	東京都住宅供給公社	施設管理課 ☎内線2822
区営住宅		福祉推進課 四内線2614
南千住駅東□自転車等駐車場・ 日暮里駅前自転車駐車場	-日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	施設管理課 ☎内線2716
センターまちや自転車駐車場・ 三河島駅前自転車駐車場		